
船舶保安システム規則実施要領

実施
要領

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 12 月 26 日 達 第 87 号

2008 年 12 月 26 日 達 第 87 号

船舶保安システム規則実施要領の一部を改正する達

「船舶保安システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

船舶保安システム規則実施要領

2 章 船舶保安システムの登録

2.1 を次のように改める。

2.1 船舶保安システムの登録

規則 2.1-2.にいう「船舶の名称等必要なもの」とは次をいう。

- (1) ISPS 登録番号
- (2) ISPS 登録日
- (3) 船舶の名称及び種類
- (4) 船舶番号又は信号符字
- (5) 船籍港
- (6) 総トン数
- (7) 会社及び船舶の所有者の名称及び住所
- (8) 国際海事機関会社識別番号
- ~~(9) IMO 番号（船舶識別番号）~~ 国際海事機関船舶識別番号
- ~~(910)~~ 船舶の建造年月日

附 則

1. この達は、2009 年 1 月 1 日から施行する。